

○田村委員長 次に、山井和則君。

○山井委員 質問の機会をいただきましてありがとうございます。一時間、年金問題に絞って質問をさせていただきたいと思います。

年金の所得代替率が五〇%を上回る、これが最大の政府の約束なわけであります。しかし、私たち民主党が一番深刻に思っているのは、長妻議員も指摘されておられます、国民年金がもう非常にがたがたになってきているということです。私の尊敬する山本孝史参議院議員は、この国民年金の問題を抜きにした年金改革というのはいり得ないと。やはり改革というのは、一番危機に瀕している部分に真っ先に取り組むということがなければ改革とは言えないんだというふうに思います。その意味では、今回の三分の一から二分の一の中で、この後質問しますが、国民年金の納付率の前提が八〇%となっているということは、前回は長妻議員が指摘をされましたが、非常に非現実的だというふうに思っております。

そこで、まず舛添大臣にお伺いしたいんですが、現在、最新で、平成十九年度、国民年金の納付率六三・九%であります。ところが、これは分母対策といたしまして、免除や猶予をどんどんどんどんふやすことによって見かけの納付率をふやしているわけでありまして、実際、分母から免除や猶予の人を除くと、国民年金の納付率は機械的に計算すると何%になるでしょうか。

もう一回きっちり言いますと、納付率の分母に全額免除や猶予の人を加えた場合、納付率というのは機械的には何%になりますでしょうか、平成十九年度で。

○舛添国務大臣 機械的に計算しますと、四七・三%です。

ただ、全額免除や納付猶予、これを分母に含める方がいいかどうかというのは、それは議論があるところでありまして、もともとこの人たちは免除されているわけですから、払うべき人が何人いて、そのうちで払わない人が何人という数字の方がむしろ、目的というか、納付率を出すときにはそちらの方が適当じゃないかと思っておりますが、御質問には四七・三%というお答えをいたします。

○山井委員 これは二つ問題点がありまして、一つは、御存じのように、六万円と言われている国民年金の受給が、免除や猶予をされていくと、どんどんどんどん額が減っていくわけですね。だから、六万円でも生活できないと言っているのに、もっとそれよりも下回ってしまうということ。それと、そもそも加入者の四七・三%、二人に一人も満額年金を払っていない。これで国民皆年金ということが言えるのかという深刻さを物語っていると思います。その意味で、私たち民主党としては、この四七・三%が、機械的計算というよりは、国民年金の実質納付率だというふうに認識しておるわけです。

そこでなんですが、一ページ目、きょう配付資料が多いんですが、順番に行きますと、八〇%に納付率を上げるという目標を毎年出しているにもかかわらず、この表紙の資料にもありますように、年々下がっているんですね。六三・九%というふうに下がっているわけです。

そこで、まず舛添大臣にお伺いしたいんですが、きょうの配付資料にあります二ページ目、三ページ目、今回の、五〇・一%が基本ケースの所得代替率というのが三にありますね。今回の将来見通しの中で、長妻議員も質問をされましたが、国民年金の納付率を八〇%を前提に計算してあるということは、どこかに書いてあるんですか、この報告書に。

○舛添国務大臣 それは、この前もお話ししましたように、社会保険庁の行政目的であると。

○山井委員 いえいえ、この報告書にそのことが明記されているんですかということをお伺いしております。

○舛添国務大臣 委員のお配りになった二ページ目の資料でいきますと、下から二行目、「(四) その他の前提」、そこに「これらの諸前提は、被保険者及び年金受給者等の直近の実績データ等を基礎として設定している。」というところに含まれているということでございます。

○山井委員 大臣、それでは改めてお伺いします。直近の国民年金の納付率の実績は何%ですか。

○舛添国務大臣 これは、だから、委員がお示しになりましたように、十九年度、六三・九%であります。

○山井委員 ですから、そこなんです。直近の実績は六三・九%ですから、今回のこの五〇・一%は六三・九%

を前提に出してあるんじゃないんですか、この資料から見れば。大臣、いかがですか。

○舛添国务大臣 委員の出された二ページ目に、さっき読みましたけれども、「直近の実績データ等」、データを基礎としてじゃなく「データ等」。「等」の中に入っている。

○山井委員 ちょっと、いいかげんな答弁やめてくださいよ。直近の実績は六三・九%だけれども、では、「等」の中に何が書いてあるんですか、「等」の中に。

○舛添国务大臣 いや、それはいいかげんじゃなくて、この紙の中のどこにあるかと言うから、ある場所を示したんです。

三番目は経済前提。これは経済前提委員会がいろいろな経済の前提をとっている。ありますね、物価上昇率、賃金上昇率云々と。それで、「その他の前提」の中にもろもろのがあって、社会保険庁の行政目的として納付率八〇%を目指す、それがこの「等」の中に入っている、そういうことであります。

○山井委員 いや、そういうのは国民には通用しないでしょう。通用しないですよ。直近の実績データがないんだったらあれですけども、六三・九%と今大臣は答弁されているじゃないですか。

「等」をどう読めば、そこに八〇%と読めるんですか。もう一回、ちゃんと明確に答弁してください。

○舛添国务大臣 いや、何度も繰り返しになりますけれども、この紙の中のどこにあるかと言うから、あるなら、ここにあるということを言っているわけで、「等」というのは何でも入るんですよ、役人のつくった文章ですから。

「等」というのはそうなんです。ですから、あなたがどこにあるか言えと言うから、ここにあるということです。

○山井委員 いや、でもそれは、普通に読めばそれは虚偽でしょう。この「等」の中に八〇%が入っているなんて読めないですよ。「直近の実績データ」と書いてあるじゃないですか。

そしたら、舛添大臣、質問の仕方を変えますが、なぜ直近の実績データを使わないんですか。

○舛添国务大臣 例えば出生率にしてもそうですけれども、これは低目に見積もっていますよ。こういうデータをどういうときに推計するかというのは、いろいろとり方があります。ですから、では、直近が例えば六九%、七〇%ないしは極端に言って四〇%、十年後の姿をやるときに、そのままいいんですか。そんな、要するに五割で低迷したままで満足するんですか。民主党が政権をとって、もっと上げるように努力するでしょう。私も努力して八〇%まで上げるということを言っているんで、来年の話をしているんじゃないんですよ。長期の目標で言っているんで、どこかから数字はとってこぬといかぬですよ。それは、その数字の根拠がおかしいと。出生率だって、低く見積もったって、何が原因で、私がやった妊婦健診の公費負担の十四回、これを全部見よう、このおかげでばっと出生率が上がるかもしれないじゃないですか。こういうときは今よりもっと上がる。

だから、これは一つの計算で、専門家がいろいろなデータを使ってやる。そのデータが、それは私がやろうとしていることの意図に反して、八〇じゃなくて四〇とかがと減ってしまえば、それは下がりますよ。ですから、どういう数字をとるか。経済前提委員会がとるデータがある。それが平成二十七年度にどう変わっているかというのは一つのシミュレーションですから、定点観測でやって、五年ごとにやっているわけなんで。

だから、委員の問題意識は、山井さんの問題意識はよくわかりますよ。そういうデータを使って、今がそのまま行くとしたら問題じゃないか、それはそのとおりなんですけれども、今がそのままじゃなくて、十年後、二十年後、先を見据えてやっているんですから、そういう行政目的を使うということは、逆に、行政目的である八割という数字を使うとこれは絶対間違いだということを言えますか。ですから、これはそういうデータを使った、それは今後とも、まさに使う以上はそこに向かって努力をしろ、そういうことであります。

きちんと質問していただいたので、きちんと、きちんとというのは、紙の上のどこかということがあったのでああいう議論になったんですけども、そうじゃなくて、正面から答えればそういうことです。

○山井委員 いや、私は納得できません。これはだましじゃないですか。

それだったら、正々堂々と、実績や目標値というふうによく書くべきじゃないですか。「等」で八〇%を読めなんか、読めませんし、舛添大臣、はっきりお聞きしますが、この「等」の中に八〇%が入っているというのは御存じでしたか。

○舛添国务大臣 要するに、シミュレーションは、どこからどういう数字を持ってくるか、いろいろなことがあ

りますから、その「等」の中に入っている。それはもう、すべてそうであって、そして、その六九・三、それで今、ほかの計算をすると半分にも満たないじゃないかということですからけれども、それは、やはり年金記録問題に対する不信感もあり、そういうことはいろいろ問題があるんです。

それからまた、今景気は非常に悪い。景気は今からよくなる、年金記録問題もだんだん片づいていく、そういう中で、啓発活動ももっとやっていく、そして、国民年金の納付率をどんどん上げていく、そういう方向を目指す。そのことを前提に、そういう政府の政策を前提にシミュレーションをやるということは、決して間違っていて、だますことにはならないというふうに思います。

ただ、今あるこの低い数字というのが問題である、これは改善する努力をしないといけない、そう思っています。

○山井委員 いや、私は納得できません。

これは、だれが読んでも、こんなところに八〇%が潜んでいるなんて読めませんよ。なぜ正直に、ここに目標とか書かないんですか。「直近の実績データ」と書いてあるじゃないですか、明確に。そして、直近の実績データがあるじゃないですか。

大臣、このペーパー、修正してください。そこまでおっしゃるならば、直近の実績データや目標ということをや正々堂々と正直に書いてください。

○舛添国務大臣 八〇という数字を使ったのに使っていないと言うなら、だましですよ。だけれども、使ったと堂々と公表して言っているわけじゃないですか。ですから、紙の上のどこにあるのかといたら「等」の中に入ると言うことを言っているのだから、だますつもりも何にもない、とにかく今の数字を使ったということですから、公表していますから。

それについていろいろな御批判をなさるのは結構ですけども、ことしのシミュレーションをやっているんじゃないんですから。先の話は、十年後、二十年後、三十年後、そういう見通したシミュレーションをやっているわけですから。そうすると、こんなことをやることは無駄になっちゃいますよ。すべてのシミュレーションというものはそういうものでしょう。

○山井委員 いや、私は、国民をだますなど言っているんですよ。

そうしたら大臣、この表現は適切だというふうに大臣は思われるんですか。「直近の実績データ等」と書いてあるのに、六三・九じゃなくて八〇を使うということは適切だと思われるんですか。

○舛添国務大臣 いや、何度も申し上げているように、その「等」の中に入っているということですから。

だから、八〇を使ってやったわけですから、そうじゃない、例えば一〇〇なんという数字を使って八〇と言ったらだましかもしれませんが、八〇を使ったということを言っているわけですから、それは何の問題もないと思いますよ。

○山井委員 そうしたら、「直近の実績データ」なんて書かなかつたらいいじゃないですか。こう書いてあつたら、直近の実績データと理解するのが当たり前じゃないですか、日本語だったら。

なぜ私がこんなことを言うのかというと、ここに直近の実績データの六三・九%を使うと、五〇・一%を下回るんですよ。そこがここの問題の深刻さなんです。

それで、これは八〇%が前提ですが、では、六五%にした場合の計算を去年五月の社会保障国民会議の試算では出していますが、その場合はどういうパーセンテージになりますか。

○舛添国務大臣 昨年五月の社会保障国民会議において示された定量的シミュレーションの結果によれば、今おっしゃった六五%という保険料の納付率の場合には、最終的な所得代替率は五一・一%となる、そういう数字であります。

○山井委員 もうちょっと正確に答弁してください。

では、八〇%から何%に下がるんですか。

○舛添国務大臣 この五一・一%という数字は、納付率が八〇%の場合の所得代替率よりも〇・五ポイント低いということでもあります。

○山井委員 配付資料に書いてございますが、要は、去年の五月のときには、四ページにありますように、下線を

引いてあります、六五%、実績程度で書いてあるんですよね。五月の資料では実績として六五%と書いてあって、今回の資料でも、直近の実績データと書いてあって、今回は八〇%にしてある。

それで、五ページ目、昨年五月のときには三つのケースで試算されていて、五一・六%が五一・一%に、納付率が一五%下がると〇・五%下がる。

次のページ、お願いします。六ページ。これは、正式に年金局からもおととい回答をいただいております。つまり、八〇%から六五%に一五%国民年金の納付率が下がったら、所得代替率は、この黒三角、〇・五%下がるんです。

そこで、舛添大臣にお伺いします。

今、基本的ケースと言われている五〇・一%は八〇%が前提ですが、六五%を前提としたら何%になりますか。

○舛添国務大臣 これはまさに、コンピューターを動かして計算しないといけないので、今計算をさせているところで、まだちょっと答えが出ていません。もうちょっと時間がかかると思います。

○山井委員 いつ出してもらえますか。

○舛添国務大臣 やっている最中ですから、これは正確なところはやってみないとわかりませんが、恐らく一週間程度だろうというような感じです。

○山井委員 きょうは水曜日ですから、では、来週の水曜日の審議までには出してもらえるということでしょうか。

○舛添国務大臣 まさにやってみないとわからないので、その前までかどうなのか、ちょっと正確に申し上げられませんですけども、大体そういうことを目安にやりたいと思っております。

○山井委員 何で私がここにこだわるかという、話は戻りますが、三ページにあります基本ケース五〇・一%、この五〇・一というのは非常に重いんですよ。なぜならば、七ページにありますように、平成十六年の国民年金改正法案、強行採決になった一番大変な法案ですよ。この法案のみそが、下線が引いてあるように、二分の一を上回ることを給付水準とすると。下回ったら法改正せねばならないという、非常にこれは重要な部分なんですよ。

重要な部分が、これは今、五〇・一%と言っているわけですが、実際、実績データでやれば五〇%を下回るんじゃないかということです。こういう根本的なことが明らかにならない限りこの年金の法案の審議も終わらないから、私は急いでくれと言っているんですよ。

舛添大臣、もっと早く、これは今週中にデータを出してもらうわけにいかないんですか。

○舛添国務大臣 最大限の努力はします。そして、わかり次第、公表いたします。

○山井委員 これは遅くなればなるほど、採決がもうできなくなって、審議が長引きますから。今、岡本議員も、このことに関する資料要求をされているそうですが、資料が出てこない。

いや、もう出てこないんだったら、ずっと審議をやり続けさせていただきますから。そこは当然、セットですから、審議の前提となる資料を出されないのであれば、出てくるまでお待ちしますから、こちらは。そこはぜひ協力をしていただきたいと思います。私たちもいたずらに引き延ばそうと思っているのではありません。

そこで、舛添大臣、正式なのは来週の火曜日までに出していただくとして、もう一度この私の資料の六ページを見詰めていただきたいんです。ここに書いてありますように、八〇%の場合は五一・六%だったというのが昨年の社会保障国民会議。しかし、六五%に一五%下がると〇・五%下がると。算数ですね。五一・六が五一・一に〇・五下がると。

そうしたら、五〇・一は、舛添大臣、大体何パーぐらい下がりますか、六五%になれば。大体でいいです。

○舛添国務大臣 いや、これは前提がありますから、大体といっても、それはコンピューターをはじいてみないといけないので、私が今何ぼ下がるということは言えないですよ、それは。だから、むしろ委員がおっしゃってください。

○山井委員 それでは申し上げます。五一・六が五一・一に〇・五下がっているんですから、恐らく五〇・一も〇・四、五%下がるんでしょう。

さらに言うと、そうすると、恐らくですよ、これは計算をやってみなければわかりませんが、四九・六とか四九・七になるのではないかと私は推測しますが、大臣、いかがですか。

○舛添国務大臣 その推測が正しいかどうか、頑張って一週間以内に数字を出したいと思います。

○山井委員 これ以上は言いませんが、要は、直近実績データと書きながら、それと大きく違う数字を使い、そして、そのことによって本来なら五〇%を切っているのを無理に五〇・一%に引き上げているんじゃないかというような心配を持ってしまうわけです。疑って申しわけないんですが。

ここは、先ほども言いましたように、今の年金制度の根幹ですから、二分の一を保障するというのは。ここは来週火曜日じゅうにはぜひ出していただきたいと思っております。

それでは次、未払い年金のことに移らせていただきます。八ページですね。

私のところには、多くの被害者から手紙がやってきました。これは、舛添大臣、昨年十二月に予算委員会でも質問しましたので、舛添大臣も覚えておられるかと思いますが、四国地方にお住まいの七十六歳の男性です。三月に訂正をしてもらった、そうしたら、三カ月ぐらいで払いますよと言われた。六月に行った。もう三カ月待ってくださいよと言われた。九月に行った。そうしたら、一年ぐらいかかるんですよと言われたと。ここまでは前回予算委員会でもやりました。

それで、一年たちました。それでまた手紙が来ました。皆さん、これを見てください。係員の返事は、一年たった三月に電話をくださいとのことでした。一年たっているんです。それで、二月四日に行ったら、年間十六万円ちょっとで十六年で二百五十万円ぐらいですねと。正直言ってこの方も非常にづらい生活をされているんです、今、経済的に。二百五十万円、それは払ってほしい、当たり前の話ですけれども。これは権利ですから。

それで、「丸一年過ぎた三月十日に電話をしますと、「消えていた年金は統合されておりますがまだ計算が出来ていませんのでもう少し待って下さい」との言葉でした、「長くても一年と聞いておりますが」との問いに「計算のむづかしいものについてはそれ以上かかるものもあります」との事、「ではいつ頃の返事は貰えませんね」と言いますと「もう少し待って下さい」の返事が結論でした。」ということなんです。

舛添大臣、これはやはり早く支払ってもらわないと。今回、政府・与党で景気対策、内需拡大とおっしゃっています。私たちも趣旨には大賛成ですが、本来もらえるべき年金をいち早く払う、こういうのは景気対策の前提だと思うんですが、大臣、いかが思われますか。

○舛添国務大臣 本当にこういうようにおくれているのは申しわけないと思っております、今、一万人体制ということで人数をふやして、全力を挙げてこのお支払いするまでの期間の短縮を図っておりますので、さらなる努力を続けたいと思います。

○山井委員 続けさせていただきます。九ページ。

これも、御家族の方が私のところに相談に来られました。百三歳の方が、一年八カ月抜けていて五百万円未払いと。要は、三十八年分、年間十三万円ということなんです、この資料を見ていただきたいんですけども、念のために御本人の了解を得てコピーをさせていただきました。十一ページですね。ある研究所に勤めておられた一年八カ月が漏れていたと。それで、十二ページ、念のために見ていただきますと、六十五歳からプラス年間十三万円もらえるはずだったということで、百三歳、五百万円。この方は最近百四歳になりました。ところが、これは一年たったんですが、まだ支払われていないんですね。四月二十一日、もう一年たとうとしておりますが、まだ支払われていないんですよ。

これは、こう言うは何ですけれども、お相手は百四歳の方なんです。それで、当たり前の話ですが、生きているうちに払ってほしいと。これは当たり前の話ですよ。

それで、十三ページ、見ていただけますか。また私のところに手紙が来ております。これは、なぜ手紙が来るのかということ、本当に困っておられるわけなんです。

この方は、お姉さんが八十六歳で寝たきり、それで、本来なら五十五歳で年金がもらえるはずだったんですね。それで、この十三ページの下からいきますと、実は私の義理の姉が、平成十三年八月、脳内出血で倒れて、口もきけずに入院中です。今八十六歳。ところが、年金をもらっている気配がないので社会保険事務所で調べてもらった、すると、昨年の七月の時点で年金がもらえるということがわかったと。そうしたら、家が一軒建ちますね、これは三千万円ぐらいだということですね。

それで、なぜ抜けているかといいますと、次の十五ページを見ていただきますと、この方はずっと銀行に勤め

ておられた、ところが銀行に勤められた昭和二十年代の数年間が抜けていたわけです。それで、六十歳を過ぎたころに、もらえますかと言ったら、その五年間が宙に浮いていたらしくて、二十五年にかからないからもらえないとなっていた。それで、仕方なしに、本来五十五歳から年金をもらえるのに無年金だったから再就職をされて、中央市場の朝早くからの仕事をずっと七十九歳までやり続けられて、それで脳出血で倒れてしまわれたわけですよ。それで、七年後に、いや、実は年金が宙に浮いていましたということが弟さんが行かれたらわかったと。

それで、七月にそれがわかって、一月に五年分だけ数百万円支払われたわけです。それで入院中のところに弟さんが行かれて、メモで、寝たきりのお姉さんに、年金がやっと来たよとおっしゃったけれども、意識も非常にもうろうとされている、長年の寝たきりなわけですから。

大臣、やはりこれは本当に、生きていうちにとというのは当然なんですけれども、健康なうちに払ってもらわないと困るんです。

もう一つだけ事例を言います。十六ページ。

これも私はたまたま会った方ですが、息子さんからのお便りです。八十歳で大病もなく元気だった父が昨年秋から体調を崩して、ことしの一月一日に他界しましたと。ところが、他界する前から、自分が亡くなったら社会保険事務所に行ってくれと言われていたから、何かなと思って行ったら、何と二十年分十七万円が欠けていて、三百四十万円の年金を、お父さんは八月に記録訂正して待っていたということがわかったわけですね。体調を崩しておられたので、何か詳しい言い方を聞かなかった。

それで、いつ支払ってもらえるのかと言うと、八月に申請なので来年の三月、ことしの三月ぐらい、しかし、もう亡くなったから六月ぐらいまで遅くなりますと。また延びているわけですよ、お父さんが亡くなったら。それでここに、下から六行目に書いてありますが、「税金の遅延には金利が発生するのに、年金未払い分には金利が発生しないと聞きましたが、理解に苦しみます。」と。

次のページ、十七ページ、上から二行目。それで、三百四十万円もの未払いの年金を心待ちにしていたということを知った息子さんが、「思わず担当の方に、亡くなってからでは意味がない、大至急改善することを現場の意見として訴えてほしい」、こうおっしゃった。「父は真面目に、こつこつと中小企業での木工職人、機械管理等をやっていたので大金を手にしたことはありませんでした。晩年には葬儀代は確保してあるが何も残せず申し訳ないと言っていました。闘病生活に入ってから色んな面で迷惑をかけると気ばかり遣っておりました。もし、生前に差額支給があれば父は安心して私達に今後の使い方を指示出来たと思います。残念でなりません。」こういうふうに、亡くなっておられるんですね。

これで年金をもっと払ってくださいとか幾ら言ったって、こういう状況があったら、これは本当になかなか気が進まないですよ。やはり納付率を上げろと言うんだったら、セットで、せめて生きている間、元気な間に払う。もっと言えば、百歩譲って、見つかったらすぐに払うというのがない。見つかったから一年待っても払われない、百三歳の方が一年たっても払われない、これはもう高齢者虐待じゃないですか。国家的な詐欺ですよ。こんなことをやったら、民間の銀行だったら絶対つぶれますよ。

大臣、最新の調査で、記録訂正から支払われるまでに今何カ月かかっているんですか。

○舛添国務大臣 今、山井さんがおっしゃったように、こういうケースがないように今全力を挙げたいというふうに思っています。最初の方は、幸い、三月に五年分まとめてお支払いすることができたと報告を受けております。

今、社会保険事務所における再裁定の申し出の受け付け後、業務センターに進達するまでに、十二月で、大体全国で二カ月かかっています。それから、再裁定については、この一月時点で、進達されてから支払いまでにやはり七カ月たっているんですね。

それで、さまざまな事情がありますが、そういうことを考えますと、先般、四百七十名の職員を再裁定処理に当たらせておまして、今、一月当たりの処理件数を二十万件まで上げるところまでいきました。これは、先ほど民間の例が出ましたけれども、民間だと大体二、三カ月ぐらいでいきますし、総理もちょっと長過ぎるということをおっしゃっていたので、夏までに、進達してから三月程度で解決できるように、これはもう全力を挙げたいというふうに思っていますので、システム改善、それから人の手当て、今やっているところでございます。大変申し

わけないというふうに思っていますので、できるだけ早く、生きているうちに、そして、御高齢者からももちろん優先的にやっていってまいりますので、さらに取り組みを進めたいと思っております。

○山井委員 私、昨年十一月からこの問題は国会で取り上げているんですが、夏までに三カ月と言われても、もう時間がかかり過ぎなんです。私が怒っているというよりも、お年寄りは待ってられないわけですよ、寿命は。

ついては、先ほどの話を聞いたら、社会保険事務所から業務センターまで二カ月、そして社会保険業務センターで七カ月、かつ、それに時効前の部分が三、四カ月ですから、一年かかるわけです。それではやはり困るんですよ。

ついては、舛添大臣、この七カ月というのは一月の調査だと思うんですが、もう四月になっているわけですから、早急にもう一回これは調査してくださいよ。というのは、私たちが困るのは、夏までに三カ月のはずだと言っていたけれども、夏になったら、いや、実は六カ月にしか縮まっていませんでしたではこれは本当に済まないんですよ。ですから、これは早急にもう一回調査してください。

○舛添国務大臣 直近の数字をちょっと調査して、公表したいと思えます。

○山井委員 この三月、四月から二十万件処理体制になっている、そういう見込みなわけですから、ぜひ、全国の三百以上の社会保険事務所に調査指令を出して、最新の情報を調べていただきたい。そして、進捗状況をちゃんとチェックして、一日も早く払われるようにしていただきたい。

それともう一つ、舛添大臣、私が深刻に思っているのは、私の知り合いの社会保険事務所の方々によると、この人、やっと再裁定がおりた、年金を払われたと電話しようと思ったら、もう死亡届が出ている、ああ、間に合わなかった、この人も亡くなった、あの人も亡くなった、そういう問題点が今現場で起こっているんです。ある方が怒っておられましたが、じゃ、私が亡くなったらどうするんですかとおじいさんが聞かれたら、社保事務所の方が、御安心ください、御遺族にお支払いしますから、こう言ったと。御安心くださいじゃないんですよ、年金は本人のものなんです。全然御安心じゃないんですよ。

ですから、大臣、未払い年金を待っている間に亡くなった方というのは、大体どれぐらい発生されているんですか。

○舛添国務大臣 これ、ちょっと御質問がありましたので調べさせましたが、全件数については把握できていない。ただ、昨年五月一日から十二月末日までの間において、記録訂正により新たに年金受給権を得ることとなった方、七十四件のうち一名が年金の支給前にお亡くなりになっている。九十三歳の女性です。

○山井委員 それは、無年金だった人が年金受給権を得られて、五月から九月の間にということで、九十三歳の方が亡くなられた、それも、支払いが一千三百万円あったのに一銭も受け取らずに亡くなくなってしまわれたという悲しいケースですが、長妻議員も指摘された、例えば、千八十人も無年金の方で受給権が発生した人がいるわけですよ。その中でも何人かいるわけですし、私が今聞いたのは、必ずしも無年金から年金をもらえるようになったんじゃなくて、未払いの年金の支払いを待っている間に亡くなった人は何人かと。これはそんな一人というけたじゃないんですよ。

舛添大臣、頼みにくいことを頼みますが、これはやはり国の責任においてどういう実態かというのを私は把握する責任があると思えますよ。なぜならば、年金というのは、基本的には生きているうちに払う最大限の努力をするのが国家の責務だからなんです。だから、大臣、全国の社会保険事務所に通知を出して、待っている間にお亡くなりになられた方、正確にはと言いません、一件残らずとは言いませんから、大体何件ぐらい現時点で発生していますかという調査をやっていただきたいと思えますが、いかがですか。

○舛添国務大臣 この年金記録の訂正という作業に取り組んだのが一昨年の七月からで、私が大臣になってずっとこれに取り組んでおります。ですから、昨年五月からというデータが来たのは、恐らく、裁定、再裁定、それから、さまざまな手続で時間がかかって、そのプロセスにおいて行われた人ということがあると思えます。それから、恐らくそういうことではなくて、もう年を召されたので、ちょっと社会保険事務所に立ち寄ってみようということでやられて、そこでわかったケースもあると思えますので、どれぐらい正確に実態を把握できるかわかりませんが、これは努力をしてみます。

○山井委員 ぜひ調査をしていただきたいと思います。

私も本当にこれはショックを受けるんですが、無年金だった方の、寝たきりになっておられる方の弟さんの話を聞いても、本来だったら五十五歳で年金がもらえていたと。本来だったら年金をもらって、温泉にも行ったり趣味を楽しんだり。本来、年金生活というのはそういうものなわけですね。ところが、年金が消えていたせいで、そういう生活が本当にできなかった。やはりこれはもう国家として許されないことなんだと思うんです。

そこで、せめてということで、年金の遅延加算金法案というものを民主党は今用意しております。この内容は、きょうの配付資料の三十六ページに説明、三十七ページに要綱、三十八ページに図表があります。これは、与党が今おつくりになっておられます、逆に保険料の延滞の金利を低める法案とともに、今、与野党協議を前向きにしております。正式には、この法案は、この委員会では今週金曜日以降議論をするということですので、実際の議論は金曜日以降にしたいんですが、与党の協議の担当者の方々にも先ほど相談して御了解いただいて、一問だけ質問をさせていただきたいと思います。

この修正協議を賛成させる上での前向きな質問として一問だけさせていただきますが、この法案、ちょっとだけ趣旨を言いますと、国に責任があるから賠償を払え、そういうある意味で厳しい法案ではありません。せめて物価上昇率分ぐらいは払うようにという法案でありまして、三十八ページにありますように、二十年前にもらうべき十万円が二十年おくれて今もらえた。ところが、二十年前の十万円の経済的価値は、物価が上がっていますから、今は十一万三千円なんですね。そうしたら、せめて十一万三千円を払うのが当然でしょう。なぜならば、今の消えた年金の被害者は二つの被害をこうむっているんです。

一つは、もらえる年金が遅くなってしまった。それと二つ目は、おまけにももらえる年金の実質価値が下がっている、ダブルパンチだ、これはあんまりだろう。今のまま放置すれば、消えた年金の回復作業が遅くなればなるほど、国の年金財政は助かって、被害者は損をする。それはどう考えてもおかしいんですね。

そこで、こういう法案に関して、こういうコンピューターソフトを開発するにはどれぐらい期間がかかって、幾らぐらいの費用がかかって、また、こういうふうな制度を組むと幾らぐらいの人手が新たに必要になるのか。このベーシックな数字だけを聞かせてもらうということで先ほど与党の方にもお許しをいただきましたので、そのことについて御答弁をいただければと思います。

○舛添国務大臣 お尋ねの点ですけれども、システム開発期間で大体二十カ月程度、それから費用として二十三億ないし二十五億円程度という見積もりでございます。

それから、どれぐらいの人員が要るかということで、これはなかなか、人数については詳細が述べられないというか見通しが難しいんですけれども、一定の仮定を置いて推計して、例えば、平成十九年から二十一年までの再裁定件数とか、システム対応できないものの割合、これは、コンピューターで全部できればいいですけれども、やはり人手が要るものですから、そういうことについて、今までの例を推定として置いたときに、一年にわたって一日に五百人程度、プロフェッショナルな能力を持った人が必要だろうというのが大体の見積もりでございます。

○山井委員 詳しくはまた金曜日以降、議論をさせていただきたいと思いますが、このことに関しては、与党の法案等もあわせて前向きに協議も進めさせていただきたいと思います。

それでは、次、ねんきん定期便なんですが、今回、このオレンジレターとこのブルーレターが送られたわけですね。それで、改ざんが疑われる百四十四万件の人たち、そして記録が浮いているという名寄せ便に入っていた方々は、注意という意味でのオレンジレター。聞きますと、四月はこれを五万通ぐらい送っておられるということですから、十二カ月すると、オレンジレターは六十万通ぐらいになるんじゃないかと思うんですが、オレンジレターを受け取りますよね。では、その中で、例えばこの中にありますように、改ざんされている可能性があるものが出てくるわけですね。ページ数でいきますと二十ページ。標準報酬月額が今回入りましたから、ここでごんと下がっている、そこは朱書き、赤で書いてある。あっ、これは確かにおかしい、急に下がっているのはおかしいと思ったら、その場合はどこに行けば、そして、今後どういう手続を、そちら側、社保事務所なり業務センターなり国側はとられるのか、御説明をお願いします。

○舛添国務大臣 手続の御質問ですけれども、まず記録訂正の申し出を社会保険事務所に電話なりなんなりでや



っていただく。そして、社会保険事務所において、その申し出に基づいて、事務所が保有している記録などを確認して、誤りが判明した場合には、そこで記録の訂正を行う。それでもやはりいろいろデータがないということで判明しない場合は、御本人に当時の給与などがわかる資料を確認するとともに、これは雇用保険の方からもアプローチをしまして記録調査を行って、社会保険事務所段階における記録訂正に該当するものについては、積極的に社会保険事務所で記録訂正を行う。それができない、つまり社会保険事務所段階における記録訂正が行えないものについては第三者委員会に送付をする、こういう手続になります。

○山井委員　そこが問題なんですね。

そうしたら、二万件の訪問調査を今年の十月からされましたが、その結果、今おっしゃった社会保険事務所段階で職権訂正できたのが、ここにありますように、ページでいいますとこれですね。

それなら、ちょっと大臣から答弁をしてもらいましょう。職権訂正できたのが何件で、第三者委員会に行っているのが何件、最新の数字をお願いします。

○舛添国務大臣　御指摘の二万件の戸別訪問の中で、今、三月末時点の数字の集計作業を行っているところで、まだ最終確認ではございませんけれども、社会保険事務所段階の数字はおおむね百二十件程度、それから第三者委員会に送付した件数は、二月末時点での件数が五百二十五件、三月は今集計中でまだ出ておりません。

○山井委員　この二十五ページにありますように、二月末時点では三・五％、四十五件なんですね。二万件の訪問調査の中の、全部ではないけれどもやった中で、千三百一件というのが下から二行目、線を引いてあります。千三百一件のうち、職権訂正、つまり社会保険事務所その場で訂正してもらったのはたった三・五％。大部分は第三者委員会に行くんですよ、舛添大臣。

それで、第三者委員会では二つのハードルがあるんです。一つが、今おっしゃったように、給与明細とかそういう資料の提示が求められるということと、もう一つは、第三者委員会でどれだけ時間がかかるかということを見てみますと、きょうのこの配付資料に入っていますが、二十一ページ、まず、社会保険事務所から第三者委員会に行くまでに平均で八十一日、平均で三カ月。これは長妻議員の質問に対して回答が来たんですが、何と千葉県なんか、社会保険事務所から第三者委員会に行くまでに平均百九十日、半年以上かかっているんですよ。

私が何が言いたいかというと、オレンジレターを送ってくださるのはいいんです。その先えらいことになるんですよ。それで平均三カ月。おまけに第三者委員会で、これが次の二十二ページにありますように七カ月半。合計十カ月なんですよ。合計十カ月かかって、さらに支払われるまでには半年とかまたかかるわけですね。

それと、おまけに、オレンジレターが来た人が訂正されたらまだいいですよ。ところが、二十三ページにありますように、年金記録の回復三五％。しかし、これは一般的な年金記録であって、実際、改ざんに関しては訂正率ももっと低いんです。きっちり全部見られます。資料の三十二ページにありますように、改ざんに関しては、数多くの事案の中で、全国でたった百六十件しかまだ認められていないんです。

つまり、オレンジレターを見て、改ざんだというふうに本人が思っても、社会保険事務所に行ってもほとんど訂正されなくて、ほとんどが第三者委員会送りになって、第三者委員会で一年近くかかるわ、おまけに今のままだったら多くは却下されるんですよ。というのは、昔の給与明細なんか多くの人は持っていない可能性が高いですからね。大臣、これはどう思われますか。

もちろん、オレンジレターが行って、あっ、記録が間違っていると。そうしたら、間違っていた人は、ある意味で、今回はこれは加入者ですけども、受給者も含めて言いますと、やった、年金がふえるはずだというふうに思うじゃないですか。思って、例えば七、八割の人がふえるんだったらいいですよ、ところが今のままいくと、オレンジレターを受け取ったりした人は、受給者の方で訪問調査を受けた人の多くは一年以上待たされたあげく、多くの人が却下されるんですよ。却下されるんですよ、給与明細をちゃんと持っていない以上。

となると、これは舛添大臣、訪問調査を受けたりオレンジレターが来た人にすると、甚だ迷惑な話だと思いませんか。極端な言い方をしますよ。却下する可能性が高いんだったら、逆に知らなかった方が幸せな人がいるかもしれないですよ、結果論としては。

そこは大臣、では訪問調査に限ってお伺いしますが、訪問調査へ行った、多くの人が昔の給与明細がない、そうしたら一年ぐらい第三者委員会にかかったあげく却下される可能性が高い、これは訪問調査を受けた七十、八十、

九十のお年寄りに対して失礼だというふうに思われませんか。

そして、大臣は十月に、訪問調査をするときに、被害者救済を一日も早くするために訪問調査をするんだとおっしゃったじゃないですか。それがこんな状況になっている。今のこの状況を変えないとだめだと思われませんか。

○舛添国務大臣 過去何十年にわたる社会保険庁の不祥事から生じた記録問題は取り組んでいかないといけないので、オレンジ便であれ水色便であれ、これはきちんと送る。送ることが迷惑だとはまずは思いません。これは職権で、仕事としてやらないといけない。国民に対する約束です。

その上で個々のケースを調べてみると、極めてこの標準報酬の改ざん問題というのは複雑で、それはもう今おっしゃるように、給与明細とか預金通帳、そういうのがそろっていれば問題ないんですよ。だけれども、では、おまえどうだと、私だってそんな昔のはとっていません。それから、要するにどういうルートで改ざんしたか、本当にその例えば経営者が悪者であったのか、社会保険庁の職員がどこまで関与していたのか、いろいろなことを含めて調査してみないとわかりません。それに時間がすごくかかっているわけなんです。

だから、漫然としてやっているわけじゃなくて、証拠も何もない、ではこれはどうするかということについて今考えているのは、できるだけ証拠を集める、それで、先ほど申し上げましたように、いろいろなルートがないかなど。つまり、雇用保険という方向からのアプローチも、そちらに証拠があれば、これは雇用保険率から逆算できますから、あらゆる手を尽くして証拠を探すということをまずやっています。

その上で、これは第三者委員会に送るのに時間がかかる。第三者委員会だってなかなか査定が厳しい。そうすると、社会保険事務所の段階で、ある程度の職権できちんとできないか。しかし、それについては勝手気ままにやるわけにまいません。ある程度のルールが要ります。だから、そのルールは、まさに例えばこういう国会の場でこうだと決めるということが必要だと思いますので、これはもう少し議論をして、基本的に一日も早く救済することについては全く異論はありません。

そして、アンケート調査も行いましたけれども、従業員の中にも、わかっているけれども訂正しないでいいと言ってくる方もおられるんです。いろいろな事情があると思います。だから、そういうこともすべて含めて、少しでも早くするように努力をしたいと思います。

○山井委員 ではそこで、時間にも限りがありますので、二十八ページ。

まさに大臣がおっしゃったような法改正を、私たちは今民主党で参議院に提出しているんですよ。年金記録回復促進法案。一言で言いますと、証拠主義の限界なんです。無理があるんです。そして、かつ、今の三分の二が却下されているという話は、証拠がないなら却下するというのは、もともと二年前の参議院選挙で安倍元総理が、被害者を救済するために第三者委員会をつくったという趣旨、それと、梶谷委員長が、被害者の立場に立って不合理でなかったら救済するという趣旨から大きく逸脱しているんですよ。

ですから私たちは、津田弥太郎議員が中心になってつくられた法案ですが、こういう法案を出して、社保庁や第三者委員会の現場をこれ以上苦しめるのではなくて、証拠がなくても、まさにもともと梶谷委員長がおっしゃったように、不合理でなかったら幅広く認めていく、こうしないとこの問題は收拾がつかないんですよ。それで、もし甘過ぎるとい国民からの批判があるならば、それはお役人の方々に浴びてもらわなければならない、与野党を超えて政治家の責任でやろうじゃないか、そういう法案を提案しております。参議院でも与党の方々にぜひ審議に応じていただきたいと要望いたします。

そこでもう一つ、先ほど舛添大臣がいろいろなパターンがあって難しいとおっしゃいましたが、今回の二万人の調査で百五十九人の関与した人の具体的な名前が明らかになったわけですね。二十六ページにありますように、改ざんに社会保険事務所の職員の関与をうかがわせるという回答をされた方が千五十六件、具体的に内容のある回答をされた方が百五十九件。

そこで大臣、きょうも質問通告をしていますが、こういうパターンで社会保険事務所の方々から改ざんの提案があったなり、こういう形で改ざんになったという具体的な事例を、十パターンでいいので、差しさわりのない形にして結構ですから、ぜひ十パターンぐらい公表していただきたいんです。もう百五十九人も特定できているわけですから。そういう話を公表していただいたら、オレンジレターをいただいた方々も、あっ、そういえば自

分たちの会社もそういう状況だったなあということとかがわかってくるんです。ぜひ大臣、十パターン、これを公表していただきたいと思います。

○舛添国務大臣 職員関与について具体的な回答があったのは、今おっしゃったように百五十九件あります。今これを一つ一つ事実であるかどうかを含めて、つぶしているというか細かく調べていっている段階でありますので、その一つ一つのパターンをきちんと見た上で、ただ十パターン取り上げてどうということではなくて、きちんと調査をした上でどういうことであったのかということを中心に公表したい。そういう方向でやりたいと思っております。

○山井委員 いや、オレンジレターはもうどんどんこの四月に行っているわけですから。きっちりとしたものでなくていいんです。大体こういうパターンが改ざんとしてありましたよということでもいいんですが、早急にそれを公表していただきたいんです。いつ公表してもらえますか。

○舛添国務大臣 パターン化できるかどうかはまだわかりません。ですから、一つ一つについてそれは証言を求めて、こういうふうに思う、この人にこう言われた、ただ、本当にそうなのか、相手に当たって調べてみないといけない。

ですから、そういう手続をきちんと踏んだ上でパターン化できるかどうか、それが必要だというふうに思いますので、ぜひ国民の皆さん方、オレンジの封筒が来たら、よくよく見ていただいて、そこから先は全力を挙げて我々はその説明をいたします、そういうことであります。

○山井委員 極めて被害者に冷たいんですね。それぐらい公表してくれていいじゃないですか、幾つかのパターンぐらい、被害者のためになるんだったら。こんな改ざんのことなんかわからないんですよ、一般の人は。おまけに、これを申し込んだらほとんどが第三者委員会送りになって、待っていたらいいじゃなくて、いろんな昔の証拠を出せ、証拠を出せと言われるわけでしょう。なかったらだめでしたと却下されるんでしょう。そんな不誠実なやり方は私はないと思いますよ。

せめて幾つかのパターンを公表して、オレンジレターが来た人が判断しやすくする。実際、百五十九人の方が具体的な証言をしているんですから。言っちゃ悪いですけども、それを公表されないと言うんだったら隠ぺいですよ。何で隠すんですか。発表できない理由を教えてください。全部でなくていいですよ。幾つかのパターンを発表してください。発表できない理由を教えてください。

○舛添国務大臣 パターン化できるかどうかはわからないので今調査中だということですから、片一方だけの話を聞いているわけではなくて、全体を見ないといけない。

そしてこれは、私も相当調べていますけれども、まさにさまざまなケースがありますよ。それで、本当にどうしようもない経営者がこういうことをやったというのものもあるし、それから、職員の関与がどこまでどうだというのは、これは本当によく調べないとわかりません。どこまで証拠が残っていますか、そういうことを含めた上で、きちんとこれは一つ一つ調査をして明らかにします。

一日も早く救わないといけないんですから、一日も早くオレンジの封筒を送って、皆さんの協力を仰いでいるわけです。ですから、きちんと我々はやっていく、その言葉に偽りはありません。

○山井委員 では、いつその結果を公表してくれるんですか、どういうパターンがあったなり、どういう実態で改ざんが行われたという。これはもう二月には百五十九件と出ているんですから。いつ発表するんですか。明確に教えてください。

○舛添国務大臣 半分ぐらい、今実態調査が相当進んでいると思いますから、できるだけ早く全体像が明らかになったところでお知らせをしたいと思います。

○山井委員 できるだけ早くと言って、私たちは一年ぐらい待たされる案件が多いんですよ、この年金の関係は。いつごろですか。四月末までには出してもらえますか。

○田村委員長 舛添大臣、時間が来ておりますので、最後の答弁をお願いします。

○舛添国務大臣 調査の結果がわかり次第やりたいと思います。

○山井委員 本当に被害者救済のことをもっと真剣に考えてくださいよ。一日も早くとか言うんだったら、明確に時期を言ったらいいじゃないですか。以上で終わらせていただきます。